

指定管理者の選定に係る提案内容及び審査の概要

【議案第 59 号】	三重県母子福祉センター	1
【議案第 60 号】	三重県身体障害者総合福祉センター	5
【議案第 61 号】	三重県視覚障害者支援センター	9

平成22年12月9日

健康福祉部

提案内容及び審査の概要

三重県母子福祉センター

審査基準	県が求めた水準	配点	主な提案内容 (財)三重県母子寡婦福祉連合会	特記事項 (審査コメント等)
<p>1 事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保できるものであること</p> <p>①管理運営の総合的な基本方針</p> <p>ア 管理運営の基本方針が県の基本方針と合致しているか</p> <p>イ 施設の特性や業務内容を理解しているか</p> <p>ウ 社会的弱者への配慮等、利用者の公平、公正な利用について考慮しているか</p> <p>②成果目標と自己評価</p> <p>ア 施設運営の成果目標が適切に設定されているか</p> <p>イ 自己評価の体制及び基準は、確立されているか</p> <p>③企業（団体）の社会的責任</p> <p>ア 企業（団体）倫理、コンプライアンス（法令遵守）、環境管理（グリーン購入や省エネ等環境負荷削減に関する取組）への対応は適切か</p>	<p>母子福祉センターは、母子及び寡婦福祉法に規定する施設として、母子家庭に対して各種の相談に応ずるとともに、生活指導及び生業の指導を行うなど母子家庭の福祉を総合的に増進するため設置されたものです。</p> <p>最近の厳しい経済環境から母子家庭の就業機会の確保が極めて重要な事項となっており、母子家庭の生活の安定、自立を促進するうえで、窓口となる機能の専門性を高め、就業支援・相談支援・生活支援等総合的に行う必要があり、その中心的役割を果たしてください。</p> <p>県が進める次世代育成支援等の諸施策に、協力いただくとともに、母子福祉センターの管理運営にあたっては、関係諸法令を遵守してください。</p> <p>県が求める成果目標は、次のとおりです。（すべて毎年度ごと）</p> <p>ア 求人情報の提供：延べ5,500回以上 イ 相談利用回数：延べ230回以上 ウ 技能習得講習会参加者数：延べ60人以上 エ 母子自立支援員研修回数：3回 オ 利用者満足度調査：2回実施（概ねも含めプラス評価の割合） カ 生活向上のための講習会等：2回実施</p>	<p>45点</p>	<p>財団法人三重県母子寡婦福祉連合会は、母子寡婦の福祉向上を目的とした福祉団体で、設立60余年の歴史を誇っており、当連合会が持つ知識や永年培った豊富な経験等を有効的・効果的に活用することにより、母子福祉センターの効用を最大限に発揮し、もって母子家庭等へのサービス向上及び経費の削減を図るとともに、県が目指す施策の実現に寄与できるものと考えます。</p> <p>達成すべき成果目標は、次のとおりです。</p> <p>ア 求人情報の提供 毎年度 延べ5,500回以上 イ 相談利用回数 毎年度 延べ 230回以上 ウ 技能習得講習会参加者数 毎年度 延べ 60人以上 エ 母子自立支援員研修回数 毎年度 3回 オ 利用者満足度調査 毎年度 2回 カ 生活向上のための講習会等 毎年度 2回</p> <p>毎年度、成果目標に対する実施方法の検討を行った上で実施し、実施後に「成果目標に対する実績」を表して自己評価します。次年度については、施設利用者アンケートも参考にしながら、「今後の取組方針」の見直し並びに「成果目標」につなげたいと考えています。</p> <p>常に清潔な管理を目指し、職員にも周知徹底を図り、グリーン購入や電気等の効率的な利用、廃棄物の発生抑制とリサイクルの推進等、省エネ等環境負荷の軽減に努めます。</p>	<p>39点</p> <p>センターが行うべき業務について目的や役割を十分理解したうえで県が求める水準を満たしている。</p>
<p>2 事業計画の内容が、母子福祉センターの適切な維持管理を図ることができるものであること</p> <p>①維持管理業務全般の基本的な考え方や管理の方法</p> <p>ア 施設の維持管理に係る効率的で安定的な取組は提案されているか</p> <p>②利用者の安全確保策、事故防止策、危険箇所等の早期発見及びその措置</p> <p>ア 利用者の安全確保、事故防止策は、具体的で効果的なものか</p> <p>③緊急時・事故発生時の対応等危機管理体制</p> <p>ア 緊急時・事故発生時における危機管理対応は、適切な提案がなされているか</p>	<p>関係する諸法令を遵守し、施設等を良好に維持管理してください。</p> <p>適正かつ効率的、効率的な施設管理を実施してください。</p> <p>危機管理体制を構築し、危機管理マニュアルを作成してください</p> <p>避難訓練を実施し、職員に対して危機に関する研修等を実施してください。</p> <p>個人情報保護を適切に実施してください。</p> <p>情報公開に関する規定を整備する等、情報公開に対応してください。</p> <p>県が推進する持続可能な循環型社会の創造に向けた環境保全活動等の諸施策に、協力ください。</p>	<p>30点</p>	<p>管理運営に当たっては、三重県母子福祉センター条例を始めとする関係法令を遵守し、施設の日常点検と修繕箇所の早期発見に努めるとともに、三重県母子福祉センター危機管理マニュアルを徹底し、安全確保の増進に努めます。</p> <p>・閉館時間は、平日の9時から17時までとし、資料等実費相当額が必要な場合を除き、利用料金は無料とします。</p> <p>・「危機管理マニュアル」等の徹底と個人情報の適切な管理、積極的な情報公開に努めます。</p> <p>・人権尊重社会の実現、男女共同参画社会の実現等、県が推進する施策に配慮した管理運営を行います。</p> <p>・三重県母子福祉センター条例を始めとする関係法令を遵守し、センターの適切な管理に努めます。</p> <p>・暴力団等による不当介入を断固として拒否するとともに、不当介入及び妨害を受けた場合には警察に通報するなど適切な対応に努めます。</p>	<p>24点</p> <p>安全管理や個人情報の取扱など諸法令については、マニュアルがありしっかりしていることは評価できる。個人情報に関しては、安心して相談できるような広報も期待したい。また、マニュアルだけではなく、その上で細部にわたった配慮が期待できる。</p>

<p>④個人情報保護、情報公開</p> <p>ア・個人情報保護、情報公開を積極的に行う体制がとられているか。職員への教育、研修方法は適切な提案がなされているか</p> <p>⑤県が推進する施策に準拠する管理運営</p> <p>ア 人権尊重社会の実現、男女共同参画社会の実現、持続可能な循環型社会の創造に向けた環境保全活動、ユニバーサルデザインのまちづくり、次世代育成支援、地震防災対策など、県の施策に配慮した提案となっているか</p>		<p>三重県個人情報保護条例を遵守するとともに、当連合会が策定した個人情報保護取扱要領に基づき、個人情報適切に保護されるよう配慮し、センターの管理に関して知り得た情報を漏らしたり、又は不当な目的には使用しません。</p> <p>また、三重県情報公開条例の趣旨にのっとり、センターの管理に関して保有する情報について、積極的に公開するように努めます。職員への教育、研修については、県が行う研修等に積極的に参加させ、知識習得に努めます。</p> <p>人権尊重社会の実現、次世代育成支援などの施策を推進するため、関係者等からの情報を得ながら、県の施策に沿った事業になっているかを常にチェックしながら事業展開を図るように努めます。</p>	
<p>事業計画の内容が、母子福祉センターの効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること</p> <p>①母子家庭等の生活全般にわたる問題について、相談に応ずる事業</p> <p>ア 実現可能で、効果的な提案がなされているか</p> <p>②母子家庭の母子に対し、生業を指導し、又は技能を習得させる事業</p> <p>ア 実現可能で、効果的な提案がなされているか</p> <p>③母子家庭の母子に対し、求人の開拓を行うなど、就業を支援する事業</p> <p>ア 実現可能で、効果的な提案がなされているか</p> <p>④母子福祉センターを利用する者の児童に対し、必要な保育を行うこと</p> <p>ア 実現可能で、効果的な提案がなされているか</p> <p>⑤母子家庭等の生活の向上を図るための講習会、講演会等を開催する事業</p> <p>ア 実現可能で、効果的な提案がなされているか</p> <p>⑥前各号に掲げるもののほか、母子福祉センターの効用を最大限発揮するために必要な事業</p> <p>ア 実現可能で、効果的な提案がなされているか</p>	<p>業務の実施に当たって、実施日数・回数は総合的に勘案し事業計画を立案してください。</p> <p>母子家庭等の生活全般にわたる問題について、相談に応じることができる事業を行ってください。</p> <p>母子家庭の母子に対し、経済的に自立が促進できるような事業を行ってください。</p> <p>母子家庭の母子に対し、求人の開拓を行うなど、就業を支援する事業を行ってください。</p> <p>母子福祉センターを利用する者の児童に対し、必要な保育を行ってください。</p> <p>母子家庭等の生活の向上を図るための講習会、講演会等を開催してください。</p> <p>このほか母子家庭等の福祉を向上させるために必要な事業を行ってください。</p>	<p>120点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種相談に応じます。・親権や養育費、金銭の貸借等、法的な問題については、弁護士による法律相談を実施します。 ・母子自立支援員やひとり親家庭福祉協力員の資質向上を図るための研修を実施します。 ・母子家庭の母等又はその子女が行う事業に関し、その経営に必要な相談に応じます。 ・ホームヘルパー2級や医療事務の資格取得のため、養成機関が実施する講座に母子家庭等の枠を設け、技能習得させます。 ・無料職業紹介所を通じて職業紹介を行います。地元企業への訪問活動や情報収集等を行います。 ・就労情報等を収集して、ホームページに掲載するとともに求職登録者に携帯メール等を利用しての情報提供を行います。 ・ひとり親家庭の父又は母の教養を高めるため、文化教養講習会や親子料理教室を毎年1回以上開催します。 ・センター事業に参加している間の保育は、ひとり親家庭等自立支援事業を利用した託児を行います。 <p>①文化教養講習会：母子家庭の母親同士の交流や教養を身につけさせることで、日頃、仕事や育児等で生活に追われている母親に潤いを感じていただきます。内容：午前 車座又は膝を付き合わせた形の母親同士の交流、午後 教養講座 メイク講習、着付け教室、パーソナルカラー、絵手紙、パッチワーク</p> <p>②ひとり親家庭親子料理教室：ひとり親家庭の母子又は父子の親子のふれあいと、ひとり親家庭の交流を図ります。内容：作り方講習</p> <ul style="list-style-type: none"> ・寡婦によるひとり親家庭困りごと相談を実施します。 ひとり親家庭の父母とその親との同居は少なく、ひとり親家庭の父母自身が「親子の絆」が希薄になっており、それに加えて生活苦が一層問題を複雑にし、子どもにも大きな影響を及ぼしていると考えられます。また、ひとり親家庭の中には、生活に追われ県、市町の広報誌を入手できない人や入手できても見ない人がおり、それらの人々に有益な情報をいかにして確実に届けるかを課題として捉え、寡婦は、母子家庭の悩みを人一倍身近に感じており、世代間の溝を埋める意味でも寡婦を活用した「ひとり親家庭困りごと相談」事業を実施します。 	<p>96点</p> <p>実現可能で母子福祉センターの業務として必要な提案内容であった。最近就業へのアプローチは良くなっており、センターの担うべき役割を十分理解した提案となっている。寡婦による困りごと相談も新たな試みとして期待できる。父子も含めた一人親家庭への取り組みも期待できる。</p>

<p>4 事業計画の内容が、母子福祉センターの施設等の管理に係る経費の節減を図るものであること</p> <p>①収支計画の積算の考え方</p> <p>ア 収入・支出の積算と提案事業内容との整合性が図られているか</p> <p>イ 提案された事業が、十分実施できる収支計画となっているか</p> <p>②コスト削減の考え方</p> <p>ア 県費負担削減につながっているか</p> <p>イ 実効性があり、かつ創意工夫がある経費の効率化対策が提案されているか</p>	<p>指定期間中に支払う指定管理料の総額は、次に示す額を上限とします。 指定管理料の額47,500千円以内 (5年間、消費税及び地方消費税を含む。) (内訳)各年度の指定管理料の概算 平成23年度 9,500千円 平成24年度 9,500千円 平成25年度 9,500千円 平成26年度 9,500千円 平成27年度 9,500千円</p>	<p>40点</p>	<p>事業の計画段階で、県や市町段階での母子寡婦福祉団体の会議等を通じて母子家庭等の直近のニーズの把握が出来、実施にあたっては、これらの会議等を通じ広報周知を図り、会員の労力提供等を受けるなどにより、コスト削減に積極的に取り組みます。</p> <p>指定管理料総額 47,250千円 平成23年度 9,450千円 平成24年度 9,450千円 平成25年度 9,450千円 平成26年度 9,450千円 平成27年度 9,450千円</p>	<p>34点</p>	<p>収支の整合はとれている。安定的なセンター運営が期待できる。</p>
<p>5 指定を受けようとする者が事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有していること</p> <p>①組織及び人員の確保、職員の雇用形態等</p> <p>ア 事業計画書に沿った管理運営を行える人員の確保、組織体制及び責任体制が適切なものとなっているか</p> <p>②職員の人材研修の基本的な考え方、職員研修計画等</p> <p>ア 人材育成方針、研修体制が効果的かつ適切なものとなっているか</p> <p>③これまでのひとり親家庭等への支援に関する実績</p> <p>ア これまでに、ひとり親家庭等への支援に関する十分な取組内容等があるか</p> <p>④持続的・安定的に経営できる財政的基礎</p> <p>ア 施設を継続的・安定的に運営できる能力があるか、また施設管理の実績があるか</p>	<p>申請の資格を有する者は、指定期間中、安全円滑に施設を管理し、母子福祉センターの設置目的をより効率的・効果的に達成することのできる法人その他の団体です。</p>	<p>45点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の資質はいずれも高く、効率よく業務を遂行することにより、最少人数で安定した管理を行います。 ・センター業務に従事する職員は、センター長である会長を含め4人で、常用雇用3人、非常勤1名。 ・設立以降60年、種々な事業を展開してきており、当連合会が実施する事業そのものが、母子家庭等への支援事業であると考えています。 ・当連合会が行っている生計維持困難な母子家庭等に対する貸付金事業(社会福祉法第2条第2項第7号に規定する第1種社会福祉事業)を実施しています。 ・ひとり親家庭等日常生活支援事業(同法第2条第3項第3号に規定する第2種社会福祉事業)を受託実施しています。 ・当連合会は、平成19年2月に厚生労働省から職業紹介所の事業認可を受け無料職業紹介を行っており、これまで多くの母子家庭の母及び寡婦の就職につなげています。 ・以上の事業を行っている団体は、他にはありません。 ・今後とも、経費節減に努めるとともに、母子家庭の把握等の壁はあものの、会員を増加させ、持続的で安定的な経営基盤を確立させ、ひとり親家庭の支援を行います。 	<p>35点</p>	<p>これまでの母子家庭等への支援の実績もあり、安定した運営が期待できる。</p>
<p>総合審査結果</p>		<p>280点</p>		<p>227点</p>	

第1順位となった団体の名称等

<p>団体の名称等</p>	<p>所在地 津市桜橋2丁目131 名称 財団法人三重県母子寡婦福祉連合会 代表者 会長 山下浅子</p>
<p>選定委員会の講評</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・センターが行うべき業務について目的や役割を十分理解している。 ・実現可能で母子福祉センターの業務として必要な提案内容であった。 ・最近では就業へのアプローチは良くなっており、センターの担うべき役割を十分理解した提案となっている。 ・父子も含めた一人親家庭への取り組みも期待できる。 ・現実性のある提案内容であり、指定管理者として適切である。

提案内容及び審査の概要

三重県身体障害者総合福祉センター

審査基準	県が求めた水準	配点	主な提案内容 (福)三重県厚生事業団	特記事項 (審査コメント等)
<p>1 事業計画書の内容が、県民の平等な利用を確保できるものであること。</p> <p>①公の施設としての管理運営の適正性</p> <p>ア 管理運営の基本方針が県の基本方針と合致しているか。</p> <p>イ 施設の特性や業務内容を理解しているか。</p> <p>ウ 施設運営の成果目標が適切に設定されているか。</p> <p>エ 指定管理者としての意欲や熱意、責任が感じられるか。</p> <p>②県民（利用者）の平等な利用の確保</p> <p>ア 利用者の公平、公正な利用を確保しているか。</p>	<p>1 運営方針</p> <p>① 複合施設の特徴を活かし、障がいのある人の多様なニーズに応じたリハビリテーションを提供することで、早期の地域生活移行及び地域生活支援を行っていただきます。</p> <p>② 質の高いリハビリテーションサービスの提供だけでなく、障がいのある人自らが社会の一員として、持てる力を最大限発揮できるよう、あらゆる活動に参加・参画できるための支援を行っていただきます。</p> <p>③ 総合福祉センターで培ったノウハウを県内全域の地域に普及させ、積極的に地域と連携を図っていただきます。</p> <p>2 指定期間を通じて達成すべき成果目標</p> <p>① 利用者率（利用者数/定員）96%（平成22年度目標数値） 収入増を図るため、利用者の確保に関する指標</p> <p>② 地域生活移行率（地域生活移行者数/定員）50% （平成22年度目標数値） 通過施設の役割を検証する指標</p> <p>3 利用許可等の行政手続 指定管理者は、三重県行政手続条例（平成8年三重県条例第1号）第2条第1項第3号の「行政庁」に該当するため、総合福祉センターの利用許可等の手続きについては、同条例の規定に基づいて行っていただきます。</p> <p>4 公平な施設の供用 施設の供用にあたっては、県民の利用に関し公平性を確保してください。</p>	<p>10点</p>	<p>・「利用者が、自らの能力を最大限に発揮し、自己実現できるよう支援します。利用者のニーズと適性に応じたサービスを提供します。地域の多様な主体との連携等により、共に生きる社会づくりに主体的に取り組みます。地域の福祉ニーズに即応した先駆性のある取組を進めます。時代や環境の変化に的確に対応し、質の高いサービスを提供します。サービスの提供を持続的に行っていくため、健全な経営を行います。」以上の基本理念に沿って、より効率的で質の高いサービスを提供できる身体障害者総合福祉センターの運営に取り組みます。</p> <p>・達成目標</p> <p>1 「施設入所支援稼働率」96% 2 「地域生活移行率」50% 3 「障がい者スポーツ大会・スポレク参加者数」 2,500名 4 「福祉用具相談指導件数」300件</p>	<p>7.3点</p> <p>県の運営方針に沿った提案で、利用者本位のより質の高いサービスを提供できる内容となっている。</p>
<p>2 事業計画の内容が、施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること。</p> <p>①安全かつ快適な施設管理の確保</p> <p>ア 安全かつ快適な利用のための施設の維持管理水準が現在の水準を達成しているものであるか。</p> <p>イ 施設等の危険箇所・破損箇所・清掃箇所等の点検やその対応方針が明確であるか。</p> <p>②適切な運営管理の確保</p> <p>ア 緊急時等における対応方針など危機管理への対応は十分か。</p> <p>イ 個人情報保護の体制は適正か。</p> <p>ウ 情報公開を積極的に行う体制がとられているか。</p> <p>エ 環境に配慮した管理運営や取り組みがなされているか。</p>	<p>1 総合福祉センターの維持管理に関する業務 次に掲げる管理基準により、効果的、効率的な施設管理を実施してください。</p> <p>なお、実施に際しては、必要な官公署の免許、許可、認可等を受けるものとします。</p> <p>2 サービスの向上、安全の確保 施設を常に清潔に保つとともに、来館者に対するサービスの向上と安全の確保を常に図り、利用者の増加に努めてください。また、各種トラブル、苦情等には、迅速かつ適切に対応してください。</p> <p>3 管理を通じて取得した個人情報の取扱い 指定管理者は、三重県個人情報保護条例（平成14年三重県条例第1号）第13条第4項で準用する同条例第1項から第3項までの規定を遵守し、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、総合福祉センターの管理に関して知り得た情報を漏らし、又は不当な目的に使用してはなりません。</p> <p>4 管理に関する情報の公開 指定管理者は、三重県情報公開条例（平成11年三重県条例第42号）の趣旨にのっとり、総合福祉センターの管理に関して保有する情報について、公開に関する規程を整備する等、情報公開に対応してください。</p> <p>5 環境配慮の推進 施設の管理にあたっては、電気等の効率的な利用、廃棄物の発生抑制とリサイクルの推進、グリーン購入などの環境配慮を行ってください。</p>	<p>20点</p>	<p>・リスク管理については、事故対策委員会や感染症対策委員会などを設置し、全職員共通の意識となるようにマニュアルの活用、研修を実施します。</p> <p>・コンピューターの管理、個人ファイルの管理、情報を取得した場合の対応方法などを具体的に定め、各職員に徹底をはかります。情報公開に関して、開示請求があった場合は、規定に従い、迅速な対応を行っていきます。</p> <p>・障害福祉サービス利用者の訓練時においても、利用終了後の自立生活において環境に配慮した生活が送れるような支援を行います。</p>	<p>12.7点</p> <p>センター利用終了後の自立生活に配慮した支援が提案されており、適切な施設運営が期待される。</p>

<p>3 事業計画の内容が、施設の効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること。</p> <p>①施設の効用の最大限発揮及び県民サービスの向上</p> <p>ア 施設の業務基準を達成しているものであるか。</p> <p>イ 施設の専門性を維持又は発揮している提案であるか。</p> <p>ウ 利用者の声の把握及びその後の管理運営への反映などサービス向上のための積極的な姿勢が見られるか。</p> <p>エ 施設の利用時間、休館日、利用料金の設定等は利用者の利便性を考慮したものであるか。</p> <p>オ 施設の機能を十分に活用し、利用者サービス向上につながるような独自の提案がなされているか。</p> <p>カ 施設の稼働率などを高めるための具体的な工夫がなされるなどの施設の利用を促進する方針がとられているか。</p> <p>キ 施設の効用を高めるための他の機関や団体との連携が具体的に提案されているか。</p>	<p>1 業務の内容及び要求水準</p> <p>ア 障害福祉サービスの事業に関する業務</p> <p>(ア) 具体的内容及び要求水準 法令等で必要とされる職種、人員を配置していただきます。</p> <p>① 施設入所支援【入所定員40名】</p> <p>② 日中活動支援【定員60名】</p> <p>a 自立訓練(機能訓練)</p> <p>b 自立訓練(生活訓練)</p> <p>c 就労移行支援</p> <p>d 生活介護</p> <p>③ 短期入所事業【定員2名】</p> <p>イ 福祉センターA型としての業務</p> <p>(ア) 具体的内容及び要求水準 法令等で必要とされ、また以下の業務を遂行するうえで必要とされる職種、人員を配置していただきます。</p> <p>① 各種相談の実施 ・身体障害者の生活、医療、訓練、職業などに関する相談活動</p> <p>② リハビリテーションの実施</p> <p>③ 医学判定検査業務</p> <p>④ 障害者スポーツの推進</p> <p>⑤ 宿泊室の運営</p> <p>⑥ リフトバスの運営管理と有効活用</p> <p>⑦ 福祉用具製品化支援事業 ・みえテクノエイドセンターの運営 ・「みえ福祉用具フォーラム」の開催 ・中間ユーザー対象の研修会の開催 ・福祉用具展示室の運営 ・福祉用具に関する相談支援、データベース化 ・福祉用具に関する普及・啓発(イベントへの出展) ・みえ福祉用具アイデアコンクールの開催 ・ホームページの随時更新 ・自助具の製作</p> <p>⑧ 福祉用具住宅改修研修事業 ・ケアマネージャー、福祉用具事業者を対象の講座を開催</p> <p>⑨ 総合福祉センター全体の普及啓発</p> <p>⑩ 実習生及びボランティアの受入れ</p>	<p>40点</p>	<p>・身体障害者福祉センターA型と障害福祉サービス事業所のもつ機能をより有機的に連携させ、利用者の利便性を向上させます。</p> <p>・福祉の質に関する高い関心にこたえられるよう、みえ福祉第三者評価を受審します。</p> <p>・8月と2月に利用者等の満足度調査アンケートを実施します。</p> <p>・ご意見箱を常設し、常に利用者等からの苦情や提案を伺います。</p> <p>・「高次脳機能障がい者支援経過手帳」作成のため「みえ福祉助成財団社会福祉助成事業」に応募しています。</p> <p>・医療機関、行政機関、福祉機関等と連携し、利用者の支援を実施します。</p>	<p>30.6点</p>	<p>利用者の声を充分把握し、身体障がい者・高次脳機能障がい者等の福祉向上を目指した取組が図られ、多様なニーズに対応しようとしており、県民サービスの向上を図ることのできる内容となっている。</p>
<p>4 事業計画の内容が、施設等の管理に係る経費の縮減を図るものであること。</p> <p>①施設等の管理に係る経費の縮減</p> <p>ア 現在のサービス水準を確保しているものであり、且つ、さらに向上が図れるものであるか。</p> <p>イ 管理経費の効率化について、実現性のある方法により創意工夫がなされているか。</p> <p>ウ 収支計画が適正なものか</p>	<p>1 総合福祉センターの維持管理に関する業務 利用者のセンター内での活動に支障の無いよう配慮し、効果的、効率的な施設管理を実施してください。</p> <p>2 事業報告等に関する業務 年度ごとに翌年度以降の詳細な事業計画を提出してください。</p> <p>指定管理料の額 678,315千円(5年間 消費税及び地方消費税を含む)</p> <p>各年度の内訳</p> <p>平成23年度 135,663千円</p> <p>平成24年度 135,663千円</p> <p>平成25年度 135,663千円</p> <p>平成26年度 135,663千円</p> <p>平成27年度 135,663千円</p>	<p>10点</p>	<p>・施設の維持管理を効率的に実施するために、一部の業務について外部委託を実施します。コスト削減だけでなく、食中毒対策などの衛生面、火気取扱いなどの安全対策、清潔な施設維持など、より高度な施設管理を行います。</p> <p>・募集要項に示された指定管理料の範囲内で収支計画を作成しています。</p> <p>・指定管理料総額 678,315千円</p> <p>各年度の内訳</p> <p>平成23年度 135,663千円</p> <p>平成24年度 135,663千円</p> <p>平成25年度 135,663千円</p> <p>平成26年度 135,663千円</p> <p>平成27年度 135,663千円</p>	<p>7.2点</p>	<p>経費節減による効率的な業務の提案がされており、適切な施設運営が期待される。</p>

<p>5 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政基盤を有していること。</p> <p>①管理運営体制の確保</p> <p>ア 組織体制及び責任体制が効率的かつ適切なものとなっているか。</p> <p>イ 人員配置及び勤務体制が適切なものとなっているか。</p> <p>②人材育成方針、研修体制の充実</p> <p>ア 人材育成方針、研修体制が効果的かつ適切なものとなっているか。</p> <p>③経営能力の確認</p> <p>ア 施設を継続的・安定的に運営できる能力があるか、又は施設経営の実績があるか。</p> <p>イ 事業計画書に沿った管理を実施するための人員の確保は確実にできるか。</p>	<p>1 申請資格</p> <p>申請の資格を有する者は、指定期間中、安全円滑に施設を管理し、かつ、記載の「施設の設定目的」をより効果的・効率的に達成することのできる社会福祉法に規定する第一種社会福祉事業を経営可能な法人とします。</p>	<p>10点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・職員数：正規21名、専門員18名、非常勤4名 ・資格保持者：医師1名、看護師3名、理学療法士2名、作業療法士3名、言語聴覚士1名、社会福祉士5名、介護福祉士8名、介護支援専門員10名 ・シンクタンクの機能を拡大し、公的機関を管理運営する組織体としての役割をより充実します。 ・研修体系を事務局研修、自己啓発、職場研修の3つにわけて、計画的に実施していきます。 ・監査法人による外部監査を、適時実施していきます。 	<p>6.8点</p>	<p>これまでの事業活動の中で培われた高度で専門的な機能を拡大するなどの提案がされており、適切な管理運営が期待される。</p>
<p>6 その他</p> <p>①県民しあわせプラン及び県の施策の実現への取り組み</p> <p>ア 人権が尊重され、誰もが参画できる社会の実現に貢献する提案となっているか。</p> <p>イ 男女共同参画について配慮された提案となっているか。</p> <p>ウ ユニバーサルデザインについて配慮された提案となっているか。</p> <p>エ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主としての責務を理解し取り組みをしているか。</p> <p>オ その他社会貢献への取り組みが認められるか。</p>	<p>1 県が目指す諸施策実現への寄与</p> <p>本県では、人権尊重社会の実現、男女共同参画社会の実現、持続可能な循環型社会の創造、ユニバーサルデザインのまちづくり、次世代育成支援への取組、みえメディカルパレープロジェクトなどの施策を進めており、これらの施策について十分理解していただくとともに、県に協力し寄与してください。</p>	<p>10点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の研修やミーティング時において、多角的に人権の問題について啓発します。 ・男女がその個性と能力を発揮する機会を確保し、対等な構成員として、社会のあらゆる活動に参画することのできる組織づくりを図ります。 ・「だれもが使いやすい」施設となるように、改善を図っていきます。 ・社会福祉などの多様な観点から、子供たちの育成支援を積極的に図ります。 ・障がいのある方の職業生活を支援していきます。 	<p>6.8点</p>	<p>県の諸施策への寄与が図られる提案となっている。</p>
<p>総合審査結果</p>		<p>100点</p>		<p>71.4点</p>	

第1順位となった団体の名称等

<p>団体の名称等</p>	<p>三重県津市一身田大古曾670番地2 社会福祉法人 三重県厚生事業団 理事長 宮村 由久</p>
<p>選定委員会の講評</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・評価点数としては、71.4点となった。 ・現状の運営水準を維持する場合は、60点となることから、現状を11.4ポイント向上させる結果となっている。 ・県民の多様なニーズに対応しつつ、身体障がい者・高次脳機能障がい者等の福祉の向上を目指した先駆的な取組が図られている。 ・経費節減による効率的な業務の遂行、適切な目標設定に基づく施設運営が期待される。 <p>よって、平成23年4月より、県の運営方針に沿い、利用者本位のより質の高いサービスを提供できると選定委員会は判断した。</p>

提案内容及び審査の概要

三重県視覚障害者支援センター

審査基準	県が求めた水準	配点	主な提案内容 (社福)三重県視覚障害者協会	特記事項 (審査コメント等)
<p>1 事業計画書の内容が、県民の平等な利用を確保できるものであること。</p> <p>①公の施設としての管理運営の適正性</p> <p>ア 管理運営の基本方針が県の基本方針と合致しているか。</p> <p>イ 施設の特性や業務内容を理解しているか。</p> <p>ウ 施設運営の成果目標が適切に設定されているか。</p> <p>エ 指定管理者としての意欲や熱意、責任が感じられるか。</p> <p>②県民（利用者）の平等な利用の確保</p> <p>ア 利用者の公平、公正な利用を確保しているか。</p>	<p>センターにおいては、点字図書館業務及び視覚障がい者の生活相談・生活訓練等の業務を行うほか、視覚障がい者等の講習会・講演会等の場として、会談施設の提供を行い、視覚障がい者の自立と社会参加の推進を図ることとしています。</p> <p>センターの運営方針は次のとおりです。</p> <p>① 視覚障がい者への適切な情報提供をし、視覚障がい者の多様なニーズに応じたサービスを提供することで、視覚障がい者の文化教養の向上及び地域生活支援並びに就労支援等を行う。</p> <p>② 視覚障がい者が気軽に生活相談・職業相談等を受けことができ、また生活訓練についても指導員により適切に行えるよう支援を行う。</p> <p>・業務水準 点字図書、録音図書（テープ図書、デジター図書）、録音雑誌の制作、編集 点字図書・・・年50タイトル程度 DAISY図書・・・年140タイトル程度 ・点訳奉仕員養成：初級年5日程度、募集人員50名程度で開催 ・朗読奉仕員養成：年40日程度、募集人員25名程度で年2クール開催 ・生活訓練 歩行訓練、料理等身辺・家事管理、福祉機器の活用方法 ・視覚障害者生活情報誌の発行（年12回）</p>	<p>10点</p>	<p>・三重県内に居住等をしている視覚に障がいを持つ人々に対して、視覚に障がいを持っていない人と同じように日常生活及び社会生活を送ることができるように支援するための施設であることを深く意識し、視覚に障がいを持つ人たちの自立と社会参加推進のため、センターの機能が発揮できるように、十全な運営を行います。</p> <p>・達成目標（抜粋）</p> <p>1 点字図書館事業</p> <p>(1) 図書貸出・閲覧数</p> <p>①「点字図書」 年650タイトル ②「テープ図書」 年2,000タイトル ③「デジター図書」 年15,100タイトル</p> <p>(2) 図書製作・編集数</p> <p>①「点字図書」 年70タイトル ②「テープ図書」 年15タイトル ③「デジター図書」 年150タイトル</p> <p>2 点訳、音訳ボランティア等の育成・支援事業</p> <p>(1) 点訳ボランティア育成事業</p> <p>①初級講習会 2時間講習6回、募集人数50人 ②中級講習会 2時間講習20回、受講者数20人</p> <p>(2) 音訳ボランティア育成事業</p> <p>①2時間講習20回を2クール 募集人数1クール25人</p> <p>3 生活相談及び訓練事業</p> <p>(1) 生活訓練</p> <p>①歩行訓練 年15回 ②料理等身辺・家事管理 年12回 ③福祉機器の活用方法 年15回</p> <p>4 情報提供事業</p> <p>(1) 生活情報誌「はなしょうぶ」の発行 年12回</p>	<p>7.1点</p> <p>県の運営方針に沿った提案で、利用者のニーズにあったサービスを提供できる内容となっている。</p>
<p>2 事業計画の内容が、施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること。</p> <p>①安全かつ快適な施設管理の確保</p> <p>ア 安全かつ快適な利用のための施設の維持管理水準が現在の水準を達成しているものであるか。</p> <p>イ 施設等の危険箇所・破損箇所・清掃箇所等の点検やその対応方針が明確であるか。</p> <p>②適切な運営管理の確保</p> <p>ア 緊急時等における対応方針など危機管理への対応は十分か。</p> <p>イ 個人情報保護の体制は適正か。</p> <p>ウ 情報公開を積極的に行う体制がとられているか。</p> <p>エ 環境に配慮した管理運営や取り組みがなされているか。</p>	<p>・サービスの向上、安全の確保 施設を常に清潔に保つと共に、来館者に対するサービスの向上と安全の確保を常に図り、利用者の増加に努めてください。また、各種トラブル、苦情等には、迅速かつ適切に対応してください。</p> <p>・環境配慮の推進 施設の管理にあたっては、電気等の効率的な利用、廃棄物の発生抑制とリサイクルの推進、グリーン購入などの環境配慮を行うこととします。</p> <p>・個人情報の取扱い 指定管理者は、三重県個人情報保護条例（平成14年三重県条例第1号）第13条第4項で準用する同条第1項から第3項までの規定を順守し、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、センターの管理に関して知り得た情報を漏らし、又は不当な目的に使用してはなりません。</p> <p>・情報の公開 指定管理者は、三重県情報公開条例（平成11年三重県条例第42号）の趣旨に則り、センターの管理に関して保有する情報について、公開に関する規定を整備する等、情報公開に対応してください。</p>	<p>20点</p>	<p>・センターの利用者である視覚障害者及びボランティアに好ましくない影響を及ぼす事態やセンターの信頼を損なう事態を危機と捉え、安全・安心の確保をめざし、危機管理を推進します。</p> <p>・個人情報の重要性を認識し、その適正な保護のために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報保護に関する法令その他関係法令を遵守し、利用者の個人情報の保護を図ります。</p> <p>・積極的な情報公開に努めるとともに、ホームページに事業計画、予算、事業報告、決算などを掲載します。</p> <p>・カセットテープ、CDについてリユースを行い、除籍点字図書をリサイクルに供します。</p>	<p>12.6点</p> <p>点字図書館等の運営を堅実かつ安全に実施してきた実績があり、適切な施設運営が期待される。</p>

<p>3 事業計画の内容が、施設の効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること。</p> <p>①施設の効用の最大限発揮及び県民サービスの向上</p> <p>ア 施設の業務基準を達成しているものであるか。</p> <p>イ 施設の専門性を維持又は発揮している提案であるか。</p> <p>ウ 利用者の声の把握及びその後の管理運営への反映などサービス向上のための積極的な姿勢が見られるか。</p> <p>エ 施設の利用時間、休館日、利用料金の設定等は利用者の利便性を考慮したものであるか。</p> <p>オ 施設の機能を十分に活用し、利用者サービス向上につながるような独自の提案がなされているか。</p> <p>カ 施設の稼働率などを高めるための具体的な工夫がなされるなどの施設の利用を促進する方針がとられているか。</p> <p>キ 施設の効用を高めるための他の機関や団体との連携が具体的に提案されているか。</p>	<p>・利用者の声の把握 センターの利用者のサービス向上等の観点から、アンケート等により、センター利用者の意見・苦情等の聴取結果及び業務の改善への反映状況について、県に報告していただきます。</p> <p>・休館日 センターの休館日は、土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日までとします。ただし、これらは三重県の承認を得て変更することができます。</p> <p>・開館時間 センターの開館時間は、午前8時30分から午後5時までとします。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、三重県の承認を得て変更することができます。</p>	<p>40点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・センター内の研修室、相談室、パソコン室、録音室などを業務に支障のない限り、視覚障がい者やボランティアの独自活動に活用していただくとともに、パソコン、点訳プリンターなどの機器も活用していただき、それらの活動を支援します。 ・視覚障がい者やボランティアを対象としたアンケート調査をとおして、顧客満足度の向上を図ります。 ・対象者のニーズに合わせた事業開催の曜日の幅が広がることから、土曜日の開館について、空調環境の整備と合わせて実施したい。 ・視覚障がい者のハンディ解消のため、様々な問題に豊富な知識と経験を持つ協会役員のネットワーク等により、気軽に生活相談等ができる体制を整えます。 ・協会支部との協働、地域のボランティアとの連携・協働により、地域のタウン誌などの地域生活情報の発信を進めたり、利用対象者を失読症、難読症、識字障害などの人たちも利用できる体制を整えていきたい。 ・IT指導、文化・スポーツ事業等をおし、視覚障がい者の自己実現、社会参加の促進等を図り、生活の内容の充実や、健康維持・体力づくり・仲間づくり等を支援します。 	<p>27.4点</p> <p>視覚障がい者の特性、行動等を深く理解し、複数の独自提案もされており、利用者サービスの向上が期待できる提案となっている。</p>																						
<p>4 事業計画の内容が、施設等の管理に係る経費の削減を図るものであること。</p> <p>①施設等の管理に係る経費の削減</p> <p>ア 現在のサービス水準を確保しているものであり、且つ、さらに向上が図れるものであるか。</p> <p>イ 管理経費の効率化について、実現性のある方法により創意工夫がなされているか。</p> <p>ウ 収支計画が適正なものか</p>	<p>各年度に収支計画を作成してください。なお、提案される収支計画については経費の削減が図られ、かつ収支が適正でバランスがとれている必要があります。</p> <p>指定管理料の額 203,830千円（5年間 消費税及び地方消費税を含む）</p> <p>各年度の内訳</p> <table border="1"> <tr><td>平成23年度</td><td>40,766千円</td></tr> <tr><td>平成24年度</td><td>40,766千円</td></tr> <tr><td>平成25年度</td><td>40,766千円</td></tr> <tr><td>平成26年度</td><td>40,766千円</td></tr> <tr><td>平成27年度</td><td>40,766千円</td></tr> </table>	平成23年度	40,766千円	平成24年度	40,766千円	平成25年度	40,766千円	平成26年度	40,766千円	平成27年度	40,766千円	<p>10点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・限られた予算の中で最大限の効果があげられるよう創意工夫に努めます。また、常に経費について心を配り、無駄な部分を排除します。 ・修繕箇所等の早期発見に努め、発見した場合は、速やかに県に報告するとともに、「リスク分担表」に基づき、早期の改修に努めます。 ・施設・設備の使用については、細心の注意と清潔さに心を配ります。 ・各種保守点検及び清掃については、他者が行うこととされていますが、気づいた点について依頼するとともに、その実施状況についての報告等に協力します。 ・指定管理料総額 203,650千円 <table border="1"> <tr><td>各年度の内訳</td><td></td></tr> <tr><td>平成23年度</td><td>40,700千円</td></tr> <tr><td>平成24年度</td><td>40,700千円</td></tr> <tr><td>平成25年度</td><td>40,750千円</td></tr> <tr><td>平成26年度</td><td>40,750千円</td></tr> <tr><td>平成27年度</td><td>40,750千円</td></tr> </table>	各年度の内訳		平成23年度	40,700千円	平成24年度	40,700千円	平成25年度	40,750千円	平成26年度	40,750千円	平成27年度	40,750千円	<p>6.4点</p> <p>予算規模の少ない中ででの効果的な事業ができるよう提案されており、適切な施設管理が期待される。</p>
平成23年度	40,766千円																								
平成24年度	40,766千円																								
平成25年度	40,766千円																								
平成26年度	40,766千円																								
平成27年度	40,766千円																								
各年度の内訳																									
平成23年度	40,700千円																								
平成24年度	40,700千円																								
平成25年度	40,750千円																								
平成26年度	40,750千円																								
平成27年度	40,750千円																								
<p>5 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政基盤を有していること。</p> <p>①管理運営体制の確保</p> <p>ア 組織体制及び責任体制が効率的かつ適切なものとなっているか。</p> <p>イ 人員配置及び勤務体制が適切なものとなっているか。</p> <p>②人材育成方針、研修体制の充実</p> <p>ア 人材育成方針、研修体制が効果的かつ適切なものとなっているか。</p>	<p>(職員配置基準)</p> <p>視覚障がい者情報提供施設等の整備及び運営について 所長1名、司書1名、点字指導員1名、貸出閲覧員1名、校正員1名以上</p>	<p>10点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常勤職員：所長1名、主査1名、司書1名、点字指導員1名 ・非常勤職員：貸出閲覧員2名、生活訓練担当1名、IT指導担当1名 ・三重県点字図書館の運営を含めた永年の経験等を土台にして、利用される視覚障がい者の皆さんからの信頼を更に深められるよう高品質なサービスを提供し、魅力ある三重県視覚障がい者支援センターとなることをめざします。 	<p>6.4点</p> <p>点字図書館等の運営を含めた永年の経験等を基に、適切な管理運営が期待される。</p>																						

<p>③経営能力の確認</p> <p>ア 施設を継続的・安定的に運営できる能力があるか、又は施設経営の実績があるか。</p> <p>イ 事業計画書に沿った管理を実施するための人員の確保は確実にできるか。</p>			
<p>6 その他</p> <p>①県民しあわせプラン及び県の施策の実現への取り組み</p> <p>ア 人権が尊重され、誰もが参画できる社会の実現に貢献する提案となっているか。</p> <p>イ 男女共同参画について配慮された提案となっているか。</p> <p>ウ ユニバーサルデザインについて配慮された提案となっているか。</p> <p>エ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主としての責務を理解し取り組みをしているか。</p> <p>オ その他社会貢献への取り組みが認められるか。</p>	<p>本県では、人権尊重社会の実現、男女共同参画社会の実現、持続可能な循環型社会の創造、ユニバーサルデザインのまちづくり、次世代育成支援、地震防災対策などの施策を進めており、これらの施策について十分理解していただくとともに、県に協力し寄与してください。</p>	<p>10点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小中学生等に対し、施設見学や体験講習などにより、視覚障がいに対する理解を促進します。 ・音訳奉仕員審査会委員、協会理事、評議員等に積極的に女性の参画を求めています。 ・各種行政資料などの点字版・録音版作成に協力します。 ・社会福祉法人三重県視覚障害者協会就業規則及び育児休業規則により、育児休業、育児短時間勤務制度、育児時間等について規定しています。 ・三重県視覚障害者福祉大会を主な内容として「あいふえすた」を開催するとともに、日常生活用具の紹介、斡旋を行います。 	<p>7.0点</p> <p>県の諸施策への寄与が図られる提案となっている。</p>
<p>総合審査結果</p>		<p>100点</p>	<p>66.9点</p>

第1順位となった団体の名称等

<p>団体の名称等</p>	<p>三重県津市桜橋二丁目130番地 社会福祉法人三重県視覚障害者協会 理事長 内田順朗</p>
<p>選定委員会の講評</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審査6項目について、全て標準点を上回り、評価点数としては、66.9点となった。 ・ 現状の運営水準を維持する場合は、60点となることから、現状を6.9ポイント向上させる結果となっている。 ・ 三重県視覚障害者協会は、視覚障がい者の自立支援等を目的として、点字図書館等の運営を堅実かつ安全に実施してきた実績があり、視覚障がい者の特性、行動等を深く理解し、ニーズにあった運営が期待される。 <p>よって、平成23年4月より、県の運営方針に沿い、適切に三重県視覚障害者支援センターの運営が実施されると選定委員会は判断した。</p>